

総社市告示第71号

総社市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和4年総社市告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月6日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について（令和3年1月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）別紙）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（<u>令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について（令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）別紙</u>）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した市民が、速やかに生活及び暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して実施する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支給対象者 令和3年12月10日（<u>令和4年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割（以下「市町村民税均等割」と</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について（令和3年1月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した市民が、速やかに生活及び暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して実施する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支給対象者 令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除さ</p>

改正後	改正前
<p>いう。)による住民税非課税世帯については、令和4年6月1日。以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を削除された者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村(特別区を含む。)の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、住民税非課税世帯又は家計急変世帯の世帯主(住民基本台帳法に規定する世帯主をいう。次号において同じ。)であるものをいう。</p> <p>(3) 住民税非課税世帯 同一の世帯(住民基本台帳法に規定する世帯をいう。以下同じ。)に属する者全員が、令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。</p> <p>ア <u>市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯</u></p> <p>イ <u>既に臨時特別給付金の支給を受けた世帯(同一の世帯に属する者全員が、令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村民税均等割を免除された者である世帯に対する臨時特別給付金の支給対象であるが、未申請の世帯又は支給を受けることを辞退した世帯を含む。以下この号において同じ。)</u>と同一の世帯</p> <p>ウ <u>既に臨時特別給付金の支給を受けた世帯の世帯主であった者を含む世帯</u></p> <p>(4) 家計急変世帯 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、令和4年度分の市町村民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者である世帯(同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和4年1月以降の任意の1箇月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して</p>	<p>れた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村(特別区を含む。)の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、住民税非課税世帯又は家計急変世帯の世帯主(住民基本台帳法に規定する世帯主をいう。)であるものをいう。</p> <p>(3) 住民税非課税世帯 同一の世帯(住民基本台帳法に規定する世帯をいう。以下同じ。)に属する者全員が、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)</u>の均等割(以下「市町村民税均等割」という。))が課されていない者又は市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。ただし、<u>市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。</u></p> <p>(4) 家計急変世帯 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、<u>令和3年度分の市町村民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者である世帯(同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和3年1月以降の任意の1箇月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。)</u>又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額</p>

改正後	改正前
<p>得た額をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の者である世帯をいう。)をいう。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。</p> <p>ア 住民税非課税世帯として臨時特別給付金の支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯(当該者が住民税非課税世帯に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)</p> <p>イ 基準日において同一世帯に同居していた者が、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出をした場合で、かつ、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯が臨時特別給付金の支給を受けた場合における同一住所に住民登録されているその他の世帯</p> <p>(住民税非課税世帯の支給手続)</p> <p>第4条 市は、住民税非課税世帯の支給対象者に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)を送付するものとする。ただし、令和3年1月2日以降の転入者及び令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税が未申告である者等を有する世帯の支給対象者に対しては、確認書の送付に代えて、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(以下「非課税申請書」という。)による臨時特別給付金の請求を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(申請書に係る受付開始日及び提出期限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 非課税申請書 令和4年11月30日</p> <p>(2) 家計急変申請書 令和4年9月30日</p> <p>(提出が行われなかった場合等の取扱い)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市長が第10条第1項の規定による支給決定を行った後、確認書の提出</p>	<p>をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の者である世帯をいう。<u>ただし、令和4年度分の市町村民税均等割の課税決定以降に申請する場合は、当該課税決定の内容が非課税である世帯をいう。</u>)をいう。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。</p> <p>ア 住民税非課税世帯として臨時特別給付金の給付を受けた世帯に属する者を含む世帯</p> <p>イ 基準日において同一世帯に同居していた者が、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出をした場合で、かつ、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯が臨時特別給付金の給付を受けた場合における同一住所に住民登録されているその他の世帯</p> <p>(住民税非課税世帯の支給手続)</p> <p>第4条 市は、住民税非課税世帯の支給対象者に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)を送付するものとする。ただし、令和3年1月2日以降の転入者及び令和3年度分の市町村民税が未申告である者等を有する世帯の支給対象者に対しては、確認書の送付に代えて、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(以下「非課税申請書」という。)による臨時特別給付金の請求を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(申請書に係る受付開始日及び提出期限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、<u>令和4年9月30日までとする。</u></p> <p>(提出が行われなかった場合等の取扱い)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市長が第10条第1項の規定による支給決定を行った後、確認書の提出</p>

改正後	改正前
<p>を行った者から通知された金融機関の口座に臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等により<u>令和5年1月31日</u>までに臨時特別給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除される。</p> <p>3 略</p>	<p>を行った者から通知された金融機関の口座に臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等により<u>令和4年12月31日</u>までに臨時特別給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除される。</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の総社市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の規定は、令和4年6月1日以後に確認書等を提出した者について適用し、令和4年5月31日までに確認書等を提出した者については、なお従前の例による。